

衆議院 環境委員會議録 第五号

昭和五十九年四月十三日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 竹内 黎一君
理事 國場 幸昌君
理事 畑 英次郎君
理事 岩垂寿喜男君
理事 春田 重昭君
理事 衛藤征士郎君
理事 金子原二郎君
理事 齋藤 邦吉君
理事 林 義郎君
理事 上坂 昇君
理事 山本 政弘君
理事 竹内 勝彦君
理事 近藤 豊君

出席國務大臣

國務大臣 上田 稔君
(環境庁長官)

出席政府委員

環境庁長官官房 加藤 陸美君
環境庁企画調整局長 正田 泰央君
環境庁企画調整局長 長谷川慧重君
環境庁水質保全部長 佐竹 五六君

委員外の出席者

議員 福島 讓二君
厚生省環境衛生局長 難波 江君
局乳肉衛生課長 水産庁振興部振興課長 守矢 哲君
水産庁研究部漁場保全課長 山添 健一君

通商産業省基礎産業局基礎化学品課長 高島 章君
通商産業省基礎産業局化学製品課長 藤岡 達慈君
環境委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

四月十一日

辞任

田澤 吉郎君

同日

委員島田安夫君が死去された。

同日

辞任

田村 元君

同日

山本 政弘君

同日

辞任

衛藤征士郎君

同日

馬場 昇君

同日

補欠選任

田村 元君

同日

山本 政弘君

同日

補欠選任

渡辺美智雄君

同日

馬場 昇君

同日

補欠選任

田村 元君

同日

山本 政弘君

本日の會議に付した案件

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島讓二君外三名提出、衆法第三号)

○竹内委員長 これより會議を開きます。

福島讓二君外三名提出の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤節君。

○齊藤節委員 水俣病も随分長い期間になりまして、にもかかわらず、いまだに多くの患者が大変な状態にあるというのを私は大変遺憾に思うわけでございますけれども、熊本県としては何回か国に対して水俣病の対策に関する要望書を出しているわけでございますが、ここに五十八年十二月に熊本県から出されました「水俣病対策に関する要望書」というのがございますが、この要望書でいろいろ要望されているわけでございまして、けれども、環境庁長官としてこれに対してどのように対処していくお考えか、御答弁願いたいと思うわけでございます。

○上田國務大臣 水俣病対策につきまして、熊本県の方におきまして、また鹿児島県、新潟県、新潟市その他におきましても非常に力を入れて対策をおやりいただいております。国といたしましては感謝を申し上げておるのでございます。しかしながら、諸般の事情によつてその認定業務というのが非常に遅れておるのでございますが、あるいはまた水俣病におけるいろいろの対策事業、これもやはりおこなわれておるのでございますが、そういうことにつきまして熊本県の知事さんからいろいろ御要望が参りました。いろいろごもつともなことを御陳情の中で述べていただいておりますのでございます。

国といたしまして、何とかその御要望に沿つて認定業務あるいはまた対策がスムーズにいよいよにさせていたいただきたいと念願をいたしておりますので、大変厳しい現下の予算でございますが、その中でも力を入れてやらせていただきます。こういうふうな考えております。○齊藤節委員 そのような国の姿勢に対しては大変ありがたいと思うわけであります。

では、具体的にひとつ御質問申し上げたいと思うわけでございます。

要望事項でございますけれども、「水俣病対策を円滑に促進させるため、次の措置を講じられたい。」というようなことで、「水俣病認定業務の促進を図ること。」これは非常に問題になっているわけでありまして、それから後ほど御質問申し上げますけれども、こういったようなこと。あるいは二番目として「水俣病対策に要する財政援助の強化を図ること。」ということ。三つほど出されておりますけれども、これらについてどのように対処される考えなのか。いよいよ五十九年度予算も成立したわけでありまして、その辺どのように考えておられるのか、どのぐらい通るのか、その辺についてお答え願いたいと思つております。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。要望事項の中の「認定業務の促進を図ること。」という中の第一番目の「ねたきり申請者に対する検診促進」でございますが、これは体の御都合が悪くて来られない方々に対してその家庭まで訪問して検診をするというふうなことで、今年からきめ細かな配慮をしながらやつていこうというぐあいに考えているところでございます。その関連で、(2)の②に「ねたきり申請者の検診促進に必要な検診機器整備」というのがあつたわけでございますが、これにつきましては予算で前年より約七百万ほど多く計上いたしまして、そういう検診機器を整備いたしまして、在宅の方々に對する検診が行われるような形でやつてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

それから、(1)の②の「検診医師の拡充」の問題でございますが、現在はいわゆる百五十人検診体制ということが行われますような検診医師の確保を行っているところでございますけれども、県ともよく相談をしながら、さらに関係大学等とこの

検査医師の拡充強化に努めてまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

それから、③の「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の改正」につきましては、ただいま御審議いただいておりますのでございます。

(2)の①は、いわゆる県費の過剰負担の解消という問題でございますが、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように非常に厳しい情勢にございませうけれども、いろいろ工夫をしながらできるだけ県費負担が過重にならないように配慮してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

それから、③の「認定申請者治療研究事業の財源確保」という問題でございますが、これも非常に厳しい予算の中でございませうけれども、全体といたしましては前年より約一千万ふやまして、五十九年度の国の補助額は一億八千万ということに計上いたしておりますのでございます。この予算の額で三県市のこの治療研究事業が円滑に行われるように私も県と十分連絡をとりながら対応してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

○斎藤(節)委員 今年度につきましてそのようなことを考えておられるようでありますけれども、実は水俣の認定業務促進対策でこのような計画がされておるわけでありまして、現在患者の認定というのはいわゆる厳密な臨床医学的判断で行っているということもあるわけですが、私どもの沼川議員がさきの予算委員会の第五分科会でも質問いたしましたように、死後の解剖結果から水俣病と認定されたという例が幾つかある。生前には認定されていない。何回も、再び申請してもなおかつそれが認められないでとうとう死んでしまった。解剖したところが水俣病患者であった、それで認定された。それからまた、そのほかにはとうとう認定されないで首つり自殺して死んでしまった。その人についてやつたところが、解剖の結果水俣病患者であった、そういう例があるわけでありませうけれども、肉体的にも精神的にも患者は

大変な苦痛を味わっているわけでありませうが、現在の臨床判断でやれば多数の患者を見落とす結果になるのではないかと、そんなふうには私は思うわけでありませう。したがって、疫学的条件と神経症例とがあれば認定する、そういう七一年のやり方が一番いいのじゃないかと私は思うわけでありませうけれども、この辺厚生省の考えをお聞かせ願いたいと思っております。環境庁でも結構です。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

四十六年当時の事務次官通知と現在の認定基準との関連に関するお尋ねであらうかというふうに思うわけでございますが、先生のお話にあったのと同じく、公費健康被害補償法によります水俣病の認定につきましては、臨床医学的に健康被害があるかどうかという点で行われるものでございまして、解剖後の病理所見と申しますのはその臨床所見を裏づける、あるいは臨床所見を想像させるといいますか予測させる参考資料というところで取り扱われているものでございます。水俣病の認定申請者が死亡の後に解剖されまして水俣病と認定されたケース、あるいは先生のお話にございましたように、実際当時亡くなった方のケースにつきましては、いわゆる病理所見、臨床所見あるいは疫学所見をあわせまして総合的に判断した結果でございます。五十二年七月の判断条件、これは環境保健部長通知でございますが、その五十二年七月の判断条件あるいは五十二年七月の環境事務次官通知、これはいずれも水俣病の判断の適切さを期しまして、水俣病認定業務の促進に資するために、四十六年の環境事務次官通知、それ以降にいろいろな機会にいろいろな形で明らかにしてまいりました水俣病の範囲に關しまして基本的な考え方を、医学的知見の進展を踏まえて再度確認する目的を持って整理統合したものでございます。公費健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るという趣旨に沿うものでございまして、四十六年当時の事務次官通知、五十二年の環境保健部長通知、五十三年の新次官通知、いずれ

も同じ趣旨、同じ内容のものであるというぐあいに理解しております。

○斎藤(節)委員 同じ内容であるということでありませうけれども、どうも被害者というか患者といいますが、こういう方々の受ける考え方が大分違っているのじゃないかと思うのです。現に認定制度に關しまして、実際は被害者を迅速に救済するという目的を持ってはいるはずなのに、にもかかわらず、最近の検診が非常に煩雑である、そういうふうな患者自身も感じておられるし、また、その辺関係者も感じておられるわけでありませうけれども、煩雑であつても不便である。そういう点で患者の苦痛を招いていることから検診拒否、こういうことですね。現に、これは全員でないかもしれないけれども、そういう被害者、患者がいるということですね。また、検診忌避、本当に我々はちよつと考えられないような状況を抱いているわけでありませうけれども、迅速な判断を望む被害者が、自分にとっては自滅的とも思われるような態度をとっているというところは、検診制度そのものを含む審査制度に対して被害者が不信感を持つておられるのではないかと、そんなふうには思っております。これに対してどのように考えられるのか、お答え願いたいと思っております。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

先生からのお話の中にもございましたが、水俣病患者を早期に、迅速に救済するため、県におきましては、これまでもいろいろな面で認定業務に必要な検診、審査体制の整備等いろいろな施策を講じてまいつたところでございます。今後ともこれらの施策を円滑に推進するためにやっておりますけれども、なかなかならぬと思つておられるわけでありませうが、特に長期の未処分の方々ににつきましては、検診希望期日等を照会した上で申請者の方々の都合に合わせて検診を受けていただく、あるいは寝たきり等で検診センターになかなか来られないという方々につきましては家庭を訪問して検診を行うなど、申請者の個々の事情に応じましてきめ細かな配慮をしながら検診を進めていく必要が

あるだろうというぐあいに考えておるところでございます。そのようなことでさらに一層申請者の理解を得て検診を進めてまいりたいというぐあいに思っております。

先生のお話にございましたように、非常に検診が複雑といふか数多くの科目にまたがつて検診を行わなければならないという事情もございまして、申請者の理解を得るのがなかなか難しい面もあろうかと思ひますけれども、できるだけ申請者の御都合に合わせて、理解を得ながら検診を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

○斎藤(節)委員 人間は感情の動物でありますからちよつとしたことでも、特にそういう被害に遭われているような患者は精神的にもろくなつておられますので、そういう点、いたわる気持ちでやっていたらいいかと、ちよつとしたことを問題にして拒否したりなんかすると思つておられます。そういう弱い立場にある人々ですから、その辺をよく理解された上で診断、臨床などもやっていたらいいと思つておられる。そして、的確に迅速に認定業務を進めていっていただきたい、かように思つておられます。

そこで、ちよつと患者から離れませうけれども、別な問題になりますが、水俣湾の堆積汚泥処理事業につきましてお伺いしたいと思つておられますが、現在水俣湾はどういうふうになつておりますか、現状をお聞かせ願いたいと思つておられます。

○佐竹政府委員 お答えいたします。

水俣湾のヘドロ除去対策事業につきましては、熊本県を事業主体といたしまして、運輸省第四港湾建設局を施行主体といたしまして、昭和五十二年十月に着手されたわけでございます。その後訴訟の影響等がございまして若干おくれまじりながらも、昭和五十七年度までに仮締め切りの工事が完了いたしました。五十七年度末から五十八年度の初めにかけまして試験しゅんせつが行われておるところでございます。試験しゅんせつにより工事の安全

性等が確認されたため、五十八年六月から本しゅんせつ工事が行われ、五十八年度には埋立地の表面処理等を残して第一工区のしゅんせつを終了しているところがございます。本年度は、前年度に引き続きまして二工区の護岸工事が行われる予定であるわけでございます。

以上が工事の現状でございます。私どもは慎重の上にも慎重にこの工事を進めるように工事主体等を指導しているところでございます。

○斎藤(節)委員 水俣の堆積汚泥処理事業をやっているわけでありませうけれども、これは実際は五十八年度までであったわけですね。それが、今訴訟などによっておくれたと言いますけれども、六年間延長しているわけです。この事業費も百九十三億円から四百三十五億円にしなければならなくなったというようにあるわけですが、その理由についてもう少し詳しく御答弁願いたいと思っております。

○佐竹政府委員 工事費が非常に増高した理由でございますけれども、これは事業がおくれたことに伴いまして物価上昇というようにございませうけれども、まず第一に、一般水域と工事水域を区分いたしまして施工しているわけでございます。さらに、一般水域と工事水域の境界には二重に締め切り網を設置しまして、その開口部には高さ三メートルの底建て網を設置いたしまして、汚染された魚群が入りしなないように首響による遮断装置を設けております。さらに、水俣湾北側の湾口部には仮締め切り堤を設置し、湾内の潮流のスピードを三〇％減ずるとか、それから処理対象汚泥中の汚染度の高い水俣湾の湾奥部はそのまま埋め立てて封じ込める、その他護岸の背後には、陸地には余水処理施設を設置して、試験工事として埋立区域の海底汚泥はカッターレスポンブ船等を使用するという非常に特殊な工法を利用いたしまして、汚泥がまき上がったそれが広がらないように非常に注意を払って工事をしていくわけでございます。そのようなどころから、先ほど申し上げましたような一般的な物価上昇もあって工事

費が大幅に増高することになった次第でございます。す。

○斎藤(節)委員 その護岸工事でありませうけれども、あのヘドロ、今どのくらいまだ水銀を含んでいるのですか。同時に、今首響遮断で魚群の通過を防いでいるという話でございましたけれども、首響遮断で本当に完全にいつているのかどうか。それから、潮流を三〇％減させていると言われましてね。そういうことでありませうけれども、そういう潮流であるにもかかわらず、首響遮断だけで可能なかどうか、その辺のことを御説明願いたいと思っております。

○佐竹政府委員 細かいデータは後刻御説明いたしますが、私どもは、この工事の安全性を確認するという見地から監視委員会を設置いたしまして、観測地点を水俣湾内に五点、丸島漁港に一点、さらに補助観測地点も設けて常時モニターしながら工事を進めているところでございまして、その結果が予想された数字を大幅にオーバーする場合には工事を施工停止するように、そういうシステムで工事を進めているところでございまして、現在までのところ、工事が中断したことはございませぬ。それから、一応安全に工事は進められているのではないかと、かように判断している次第でございます。

○斎藤(節)委員 水俣湾から外側の海洋の付近の魚をとって実際に水銀はどうかというのを調べたいと思っております。この辺をちょっとお尋ねします。

○佐竹政府委員 水俣湾外でも、数種類の魚について漁獲いたしまして、その水銀濃度を調べているわけでございますが、その水銀濃度はいずれも魚類の水銀濃度の暫定基準値を下回っている状況でございます。問題はないうふうな判断しているわけでございます。

○斎藤(節)委員 問題はないうことで、私もそれは調べておりますから、問題はないうふうなことも考えておられるわけですが、大変重要な問題でございますので、さらにその辺はチェック

しておいていただきたいと思っております。

そこで次は、熊本県のチツソ県債についてお尋ねしたいのでありますけれども、熊本県といたしましては、五十三年の六月の閣議了解に基づきまして、チツソ株式会社に対して、同社の経営基盤の維持強化を通じて患者に対する補償金の支払いに支障を生じないようにすること、それから地域経済社会の安定に資するという観点から県債を発行しているわけですが、チツソ株式会社に対して金融支援を行っているわけですが、しかし、県債も五十三年十二月の第一回から第十一回の発行を行っているわけでありませうけれども、融資の累計も二百六十二億三千四百万円にも達しているわけですが、それにもかかわらず、チツソ株式会社の経営状態は好転どころか非常に悪くなっている。そのようなことから、五十七年度未処理損失も七百三十五億円にも上っているわけでありませうけれども、このような状態を国としてどのように考えているのか、環境庁の方にお答え願えればと思っております。

それからもう一つ、今後国はどのような指導をこれに対して行っていくのか。これは予算委員会じやありませんので、ちょっと的を外れているかもしやせんけれども、一応お聞きしておきたいと思っております。

○正田政府委員 内容につきましては先生御指摘のとおりになっておるわけでございますが、現在の支払い方式、現行方式によってやらしていただいておりますが、患者の補償金の支払いという一番大事なことにについては現行の方式で支障がないと思っておりますので、地元あるいは関係者といろいろ相談の上、現在の方式を続けてまいりたいと思っております。

チツソの経営状態、関係機関で今後いろいろ御指導いただくことにはなっております。しかしながら、いろいろな事態も将来起こるというところを予想するわけではございませぬが、円滑にチツソが償還をしていくことを期待しておりますし、また、そう思っておりますが、いろいろな事態が

ある場合には、関係行政機関あるいは地元と相談して対応策を講じてまいりたいというのが従前からの基本的な考え方でございます。

○斎藤(節)委員 このような大変な金額をチツソに応援していながら、チツソがおおつかつこのように状態を、果たしてこれが再生できるのかどうかということを私は非常に疑問に思うくらいなんです。そのようなことから、今まで水俣公害関係で費やされた費用、これはもう、今すぐ即答できないかもしれないけれども、国及び民間も含めて、おおよそどのくらいのお金がかかってしまったのか、その辺のことを、もしわかれば御答弁願いたいのですが……。

○正田政府委員 ちょっと私どもの知っておりますんこともございませぬので、明確にお答えできません。申しわけないと思っておりますが、先ほど御指摘ございました果債で今まで補償費を支払った、これが二百六十二億ございませぬ。それから、根っこいたしまして補償金の支払い額が五百九十億、チツソがございませぬ。それから、民間金融機関によりますところの金融支援、元本の返済猶予とか金利の棚上げとか、そういうのがございませぬが、これが五百億ぐらいございませぬ。それから、それから、子会社に対する金融の融資とかございませぬが、その他ちょっと予想できないこともございませぬので、明確にお答えできない、申しわけございませぬ。

○斎藤(節)委員 そのように、予想もできないぐらいの金がかかった。これは申すまでもなく、一企業によって起こされた公害であるわけですね。しかも、とうとう人命が失われ、あるいは傷ついているわけですね。また、今の御答弁にありませぬように、考えられないほどの経済力も失われてしまった。これはまさに国家の大損害だったと私は思うわけですね。結局これは当時の為政者初め指導者らの、生命の尊厳あるいは人権というものを無視して経済一辺倒の考え方の大きなつげが現在ここにあり、そう言っても過言じゃないと私は思うわけですね。当時この問題が起こりかけたところに、

学者あるいは研究者、また良識ある人々の意見を素直に聞き入れて当時対処しておれば、このような重大問題に発展をしないで済んだのだ、私はそんなふうにも思うわけです。そういう点から、甚だ残念なことだなと私は思うわけでありませう。そういう点で、一日も早く被害者救済並びに問題解決を図っていただきたいと思うわけです。これについて環境庁長官、いかがでございますでしょうか。

○上田国務大臣 先生のお話のとおり、なるべく速やかにその救済方法を考えていかなければいけない。国も、県も知事さんも非常に力を入れてやっていただいておりますが、まだ十分に進んでおらないというところは非常に遺憾と存する次第でございます。今後とも力を入れて促進を図っていきたいと考えております。

○斎藤(節)委員 大臣の御答弁、私、大変ありがたいと思っております。

ところで、この水俣公害は、申すまでもなく、有機水銀の汚染によってもたらされているということでございます。特にメチル水銀あるいはエチル水銀でございますけれども、そういった有機水銀、アルキル水銀ですね、アルキル水銀の影響でこのように起こっているわけでありませうけれども、これは今さらここで述べるまでもないわけでありませうけれども、チソソ株式会社では、アセチレンとそれから水とを反応させる、それによってアセトアルデヒドをつくる、こういう工程であったわけでありませうけれども、その工程では触媒として硫酸水銀、いわゆる無機水銀である硫酸水銀を触媒として使っていたわけですね。当然、硫酸水銀は無機水銀でありませうから、まさか有機水銀に変わるなどということは考えられなかったわけでありませうけれども、しかし反応工程で——私たちが化学で習った当時は、触媒というのは、反応物質には関係なく、関与せず、反応を促進する物質である、あるいは減退させる物質である、そんなふうには触媒というものを私たちは学問の上で習ってきたわけでありませうけれども、しかし実はそうじゃなかったということですね。触媒といえども

その反応生成物によつては反応するんだ、そういうことでもあったわけですね。したがって、アセチレンと水との反応でアセトアルデヒドをつくる工程において硫酸水銀が触媒ではあつたけれども、しかし、さらにその生成物のアセトアルデヒドなどとの反応によつてメチル水銀ができていたという点で、それが結局排水口へ流れていってそのような大きな問題が起こつたのであります。ですから、先ほども申し上げましたように、そのようなことが初期の段階ではわからなかつたかもしれないけれども、だんだんだんだんわかつてきた段階においてすぐ対処すればよかつたのではないかと、そんなふうには私は思っているわけなんです。私自身も科学者でありますから、その方を非常に心配しているわけなんです。

その心配の一つに、実はこの次に御質問申し上げますトリブチルチンオキサイド、TBTとOというふうな略して言っておりますけれども、三つのブチル基がずばずばついているわけなんです。ずばずばというのは、申すまでもなくこれは金属であります。この金属とブチルアルコールのブチル基とがくっついてきた、しかもビス型になつた非常に大きなものでありますけれども、このトリブチルチンオキサイド、これが今非常にたくさんと私は私に申しませんけれども、漁網などに使われている。これはもともと船底に塗料とともに塗られて使つていたものであります。これを何に使つていたかといつて、これは実は猛毒でありまして、毒であるから、船底などに塗つておきますと、貝とかあるいは海藻とか、そういうものが付着しないわけですね。ですから、船の底に海藻とか何かがつきますと、スピードダウンしたりあるいは腐食の原因にもなりますから、そういう点で船底塗料として塗つていたわけでありませうけれども、それを最近漁網に使つておられる。どういふ漁網かと申しますと、生けすあるいは定置網、長い時間海のところへ置いておかなければならぬもの、そういうような網に使われている。それを使うことによつて、網の目がそういう海藻とかそう

いつたものによつてふさがることなく、そして海流も流れがとまることもなく、生けすの養殖ハマチなどをやる場合に非常に都合がいいわけですね。そういう点で使われているのでありますけれども、実はそのトリブチルチンオキサイドというものは網に完全に化学結合しているのではないんですね。化学結合しているのではなくて、しみ込ませてやるだけなんです。染色じやないのです。

私もちいこの間、四日ばかり前、沼津へ飛びまして、沼津のハマチ養殖場を全部調査してまいりました。そのような網をどのぐらいつけておられるかどうかということも全部調査してきたわけでありませうけれども、幸いなことに余り使つていなかったんですね。私は安心して帰つてきたわけでありませうけれども、しかし、それを向こうの漁師の人たちは染色というふうに言っているんですね。染色じやなくて、ただ塗りつけて乾燥させて一時的にしみ込ませておいて使つておられるんですね。そうしますと、どうしても溶け出すわけなんです。ああいう生けすの中に閉じ込められているハマチは、そういう有機性化合物によつてどうしても汚染されてくるということ、これは言わなくてもわかることだと私は思います。

そういうようなことで、まず初めに、そのトリブチルチンオキサイド、TBTとOが我が国でどのくらい生産されているのか、通産省の方からお答えを願いたい。

○藤岡説明員 御質問の漁網防汚剤といつたしまして昭和五十八年で五千四百トン程度生産されておると推定いたしております。

○斎藤(節)委員 五千四百トンと大量に使われているわけでありませうけれども、このうち船底塗料に使われている場合が相当多いと思うのでありますけれども、おおよそで結構ですけれども、何%ぐらい漁網に使われているか、お答えを願いたいと思つた。

○藤岡説明員 お答えいたします。ただいま申し上げました五千四百トンは、漁網防汚剤としての生産量でございます。したがら

して、TBTとOにしますと、二〇ないし二五%ぐらいであるかと推定しております。これが漁網防汚剤として使われているようでございます。

○斎藤(節)委員 私は五千四百トンというのはトータルかと思つたら、実はそうじやなくて、網を染めるだけにこれだけ使つておられるということでありませうので、おおよそこれだけのものが生けすあるいは定置網の防汚剤として、藻は藻類という意味、昆布とか何かですね、そういう防汚剤として使われているということであるわけですからけれども、私は有機水銀ほど毒は毒じやないと思つておられます。

これは皆様方に申し上げますけれども、亜鉛、カドミ、水銀というのは同族でございます。つまり、兄弟でございます。その有機化合物というのは大変危険なものでありますけれども、水銀が一番危険ですね。二番目がカドミウム。カドミウムはイタイイタイ病で御存じだと思いますけれども、そのように大変な有毒物質です。亜鉛になりますとそれほど毒性はありませんけれども、しかし、これも有機化合物になりますと、大量に体内に入つてくると危険だろうと私は思つておられるわけなんです。

それに対して、ずばずばの場合は、これはチタン、ずばずば、鉛というのが同族でございます。化学的に兄弟です。それから鉛、鉛有機化合物というのは非常に毒気が強いんです。これは申すまでもなく、ガソリンに鉛が入つておられるわけでありませうけれども、あれは四エチル鉛が入つておられるわけですね。四エチル鉛というのは猛毒であります。そういう四エチル鉛として使つておられる、鉛公害なども随分ありますけれども、それと兄弟であるずばずば、有機性、特に有機性ずばずばでもブチル基がついておると非常に危険だと私は思うわけなんです。

そういう意味で、このようなものを五千四百トンも年間生産されて漁網を染めておられるということ、これについて環境庁としてどのようにお考えになりますか。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

環境庁といたしましては、既存の化学物質につきましまして、一般環境中におきます残留レベルを把握することによりまして適切に対策に反映させるために、化学物質環境安全性総点検調査というものを実施しているところでございます。この中におきまして、TBTTOにつきましまして、昭和五十七年度に環境試料にかかります微量分析法を開発いたしまして、五十八年度、昨年度におきまして、全国の二十五地区の水質及び底質につきましまして調査を行っているところでございます。現在、その調査の結果の整理を行っているところでございます。

○斉藤(節)委員 そのTBTTOのハマチといましようか、魚肉の中のTBTTOの分析方法は確立されたのですか。

○長谷川政府委員 環境庁といたしましては、環境中にありますTBTTOの分析ということでございます。泥の中、いわゆる自然の水だとか川にありますが、泥の中にあります、そういうものを検出する手法を五十七年度開発しまして、五十八年度にその調査を一部実施しておるとい段階にございます。

○斉藤(節)委員 これは実は農林水産省の水産庁の方から国立公衆衛生院の方に、魚肉中のTBTTOの分析法について依頼されたはずで、けれども、その辺水産庁の方からお答え願いたいと思えます。

○山添説明員 私どもは、いわゆるTBTTOが、養殖網に使った場合に魚肉中に移行するのかわるか、こういう調査を五十七年度から開始したわけでございますが、それまで魚肉中のTBTTOをはかるという技術がございませんでしたので、先生今おっしゃいましたように、国立公衆衛生院並びに分析機関の方々にお願いしまして、そういう技術を開発をしまして調査をしたという次第でございます。

○斉藤(節)委員 五十七、五十八年にやられていないはずで、分析は完成していると思えますけれども、実際にこのような網を使った生

けずで生産されたハマチ類にすがどのくらい含まれているかといったようなことについては、まだはかられていないのじやないかと私は思うのでありますけれども、しかし、このような生けずで生産されているハマチの量はどのくらいですか。ハマチあるいはタイですか、そういうものを養殖されているはずで、どのくらいを生産量があるのでしょうか。

○守矢説明員 お答えします。養殖ハマチの生産量は昭和四十年くらいから急激にふえてまいりまして、五十年には十万吨の単位に達しました。最近の生産量は十五万吨前後で推移しております。

今、先生お尋ねの、このうち漁網汚濁剤を使つた魚の生産量はどのくらいかということでございますが、これにつきましては統計がございませぬ、昭和五十年代の前半ですね、五十三年から五十五年くらいにかかけましてはおおむね半数が漁網汚濁剤を使いました網、これを使って生産をしている、こういうことでございます。しかしながら、最近時点におきましては水産庁及び業界団体、これらの漁網汚濁剤使用の自粛運動の指導、こういうこともありまして、次第に使用割合は減つてきていると聞いております。

○斉藤(節)委員 今のお話の中で、かなりの魚が養殖されているわけでありませぬけれども、このよれども、使わなくてもやっていると申すの、なぜかと申しますと、いろいろ漁民の方々と話したところ、これは丹念に生けずの網を取らなくてやれば何とないんだと言ふのです。ただ、それを養殖しようとするやばり長くほつたらかして、そういう養殖しようとするれば、そういうものも使つた方がいじやないかということでございます。私はやはり今の使わぬ方向に指導しておられるという話を聞いて安心したわけでありませぬけれども、さらにこれを強力に押し進めていただきたいと思います。

同時に、これはやはり船底塗料としても大量に使われていることでもございませぬので、海が少しづつでも汚れていく、そういうことは考えられるわけでありませぬので、環境庁といたしましては、まず海中のこういう有機性汚濁剤のバックグラウンドを早く今のうちに調査しておいていただきたいと思ふわけですね。と同時に、すべての有機金属化合物のバックグラウンドもまだ余り汚れてない状態でもって早くチェックしておかないと、これから汚れてきたのかどうかということはお点、ぜひとも環境庁にお願ひしておきたいと思ふのですが、いかがでございますか。

○佐竹政府委員 最近の水質汚濁傾向といたしましては、先生御指摘のような微量汚染が非常に問題になってきておるわけでありませぬ。ただいま御指摘のありましたTBTTOにつきましては、環境保健部の調査結果の取りまとめを見まして、要すれば所要の措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○斉藤(節)委員 今のうちにやっておかないと、大気中の水銀レベルも、これは私、予算委員会一般質問でやつたわけでありませぬけれども、大気中の水銀も環境庁長官の御答弁では今何ともないからというようにおっしゃるわけでありませぬけれども、先ほども私、水俣病について、早く手を打つておかないと取り返しがつかないことになる、大変な我が国の損失になるということを申し上げましたけれども、そのように水俣病の轍を踏まないようにぜひとも今からこういう大気中の水銀

いろいろなあります。私、分析させれば、この中にカドミもありませんし水銀もありませんし、いろいろなものが微量粉じんとして存在しているわけでありませぬ、これのバックグラウンドを早く研究機関に委託しましてやっていたらいいと思ふわけでありませぬ。

特にこの有機性汚濁剤、トリブチルチンオキサライドの研究も、実は研究をやつていらつしやる方々が私の友達でありますので、そういう人々

と話している間にいろいろわかつたのでありますけれども、これは全国水銀等の調査ですか、そういったような名目で研究費は直接、全国水銀等の影響調査ということで一貫したそういうプロジェクト研究をやつておられるのでありますけれども、そこへ回する研究のための金額というものは余り多くないというふうには感じましたわけでありませぬけれども、その辺いかがでございますか。水産庁の方にお答え願ひしたいと思います。

○山添説明員 先生がおっしゃいましたように、漁業公害調査委託費という形で重金属等による魚介類の汚染に対処するための予算、一括して計上されておるわけでございますが、今回の漁網汚濁剤に係る調査につきましてもこの予算の一部を使つたわけでございます。ただ、この調査の実施に当たりますと、いろいろな学識経験の専門家の方より成ります委員会を設けまして、委員会の助言、御指導に基づきまして必要な調査をやつたり、また、これに必要な経費もこの中から支出してきたということでございます。今後とも必要な経費については予算の支出を回していきたいというふうに考えております。

○斉藤(節)委員 こういったことは大切なことでありますので、もう少し力を入れて大いに研究開発をやつていただきたいと思ふわけでありませぬ。現在、水産庁としては相当いろいろ研究機関にやつておられるのでありませぬけれども、もう少し具体的に、どういふところへどういふふうにやつておられるのか、お聞かせ願ひしたいと思います。

○山添説明員 TBTTOの調査に当たりましては、いわゆる魚の検体の採取、こういうものにつきましましては都道府県にお願ひしておりますし、それから分析につきましましてはいわゆる指定検査機関といひますか、日本食品分析センター、冷凍食品検査協会、油脂検査協会、それから、もう一カ所ちよつとあれしませんが、そういういわゆる指定分析機関ですべて分析をやつておる次第です。

○斉藤(節)委員 では、厚生省にお尋ねいたしま

すけれども、食品安全という意味からこのような養殖ハマチについてどのようにお考えになつておられるか、御答弁願いたいと思ひます。

○難波説明員 お答えいたします。

養殖魚介類の食品衛生上の安全の確保につきましては、養殖時における対策と非常に密接に関係するものでございますから、従来から私どもも水産庁とよく連絡をとりながら対策を講じておるところでございます。先ほど先生御指摘のように、T・B・Oを主成分とする漁網汚濁剤の魚体への移行残留につきましては現在水産庁が調査をされていると伺つておりますし、近く結果がまとまると聞いております。

私どももいたしましては、これら魚介類の安全性の確保、国民の健康を守るという観点から、もし養殖魚にT・B・O等有害物質が残留するというような事態が出てきた場合には、直ちに専門家に必要な検討をお願いするとともに、それらの結果に基づきまして必要な処置を講じてまいりたいと考えている次第でございます。

○斉藤(節)委員 これはやはり食品公害の一種になるわけでございまして、厚生省としても、このような重金属有機化合物による汚染の魚については、どのような状態で現在養殖されているのか、また、どのような経過を通じて消費者の口に入るのか、その辺のこともいろいろ検討されまして、安全をどこまでも確保していくような食品安全というものを考えていただきたいと思います。私には思ふわけでございませぬ。

そういうようなことで、このようなトリブチルチンオキサイドというような物質によって海洋が汚れているということだけじゃなくて、いろいろの重金属化合物があるわけでございまして、と申しますのは、これは必ずしも人為的につくられるばかりじゃなくて、無機金属化合物と有機物質があれはそこでバクテリアの働きで有機金属化合物ができる場合が非常に多いわけですね。こういう研究も、特に有機水銀につきましては相当研究されておりました相当わかつておりますけれども、

我々の生活が重金属類を非常に大量に今使つていって時代でありますので、それはどうしても川を伝つて海洋に入るといふいろいろなことがありまして環境が汚れていくわけでありまして、海の水ばかりといたしまして、その辺全国的に、海の水ばかりじゃなくて、川の水もまた湖沼等も水についてチェックをやつていっていただきたいと思います。どうかお考えを願ひます。

○上田国務大臣 斉藤先生の御指摘のとおり、新しいと申しますか、今までわからなかつた有機化合物ができてまいりますので、環境庁のこれからの進むべき道といたしましては、そういうものによつて公害が起らないようにこれからやつていかなければならないと考えております。まず、はしりに地下水の調査をやらしていただきましたが、先生御指摘のように、海水中のもの、また河川水の中、湖沼水の中、表流水、そういうものについて検討をしていきたいと思います。

○斉藤(節)委員 そのようにいろいろ長官が考えておられるので、私はぜひとも大いにやつていっていただきたいと思つておるわけであります。最近幸いなことに、企業、特に工場からの排水なども、私一番心配しておりますのは、重金属及び弗素含有排水、この弗素と重金属はどういうところでよく使われておるか申しますと、半導体の製造工場とかその周辺の製品製造工場あるいはブラウン管、蛍光灯製造工場、金属表面処理工場、ガラス工場、窯業工場、それから、ごみ焼却場も入りますけれども、火力発電、こういったところで重金属と弗素化合物が排水の中に含まれてくるのが非常に多いわけですね。これらについて、複合排水でありますけれども、環境庁として実際にその後もずっとチェックしておられるかどうか、その辺もぜひとも聞きたいのであります。

○佐竹政府委員 御指摘のように、弗素化合物が洗浄剤あるいは処理剤として半導体工場、ブラウン管工場等で使われておるわけでございしますが、

半導体工場、ブラウン管工場あるいはごみ焼却場、いずれも水質汚濁防止法の規制対象となつております。その排水中のカドミウム、鉛、水銀等の重金属、それから弗素も排水規制が行われているところでございます。

これらの水質汚濁防止法の規制対象となる工場につきましては、都道府県が定期的に立入検査を行つて排水の水質を調査し、適宜指導を行つていられるわけでございます。都道府県からの報告によりまして、五十七年度は半導体工場やブラウン管工場を含みます金属製品、機械器具製造業に分類される事業所数が千九百九十六工場、それからまた、ごみ焼却場の数が千三百四十四工場ですが、このうち重金属に係ります排水基準違反は、金属製品、機械器具製造業が、六箇クロムにつきまして、二件ございまして、それから、弗素に係る排水基準違反はゼロということでございまして、環境庁といたしましては今後とも公共用水域の水質が適正に保たれるよう、産業界の動きに対応しまして水質汚濁防止法の適切な運用を図つてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○斉藤(節)委員 もう時間もなくなりましたので、これで私やめることにしますけれども、いずれにしても、環境庁長官並びに環境庁の方々、各都道府県の方々に、環境というものは、最近海の水も河川水も湖沼水も、また大気も土壌も、我々の生活が大変複雑になればなるほど汚れてくるのが非常に多いわけでありまして、その辺のバックグラウンドをすべてチェックしておいて、統計的にどうなつていっているのかということと、どこまで調べていっていただきたい、これを要望いたします。どうもありがとうございました。

○竹内委員 次は、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、今回この質問を前にしまして、実はこの日曜日と月曜日、水俣に行つてまいりました。この間、大臣はぜひ水俣を訪ねてほしい、調査をしてほしいということを随分言われておりましたけれども、私はやはり少なくとも環

境庁長官は水俣に行つて、御自身で水俣を見てほしいということをごめつて思つたわけでありまして、水俣病をめぐつた問題というのは、とても一口では言いあらわせないほどの複雑多岐にわたつておりますし、かつ大変深刻であります。だから、今議題になつております認定促進の問題だけではな

い。認定申請者の問題というのはほんの氷山の一角と言われるほど大変広範にその被害が広がつていて、その被害の全容の解明の問題というものが大変大事であります。また、水俣病を復元する問題あるいはまたこの水俣病によつて有形無形の被害をこうむつていられる地域の振興の問題、さらに、いわゆる県債の問題、こういうふうな問題は極めて多いわけでありまして、そういうことを私は水俣を訪ねて改めて認識するとともに、けれども積極的に取り組んでいけばそこから必ず大きな展望が開けてくるということもまた思ひました。そういう認識の上で立つて、きょうは幾つかの問題について政府の見解をただしていきたくと思ひます。

まず第一に、この法律の名称にありますが認定促進の問題ですが、この認定促進の大前提は、何と云つてもこれが患者の切り捨て促進ということになつてはならないわけであります。しかし、そういうことを抜きにしましても、滞留申請者をなくしていく、認定が棄却かというものを別にしても、この滞留申請者をなくしていく、この点だけ見ても私は今回のこの臨時措置法を含む政府の対応というものはもう破綻をしているというふうな思ふざるを得ないわけでありまして、政府は、この認定促進については、昭和五十二年にいわゆる百五十人検診、百二十人審査体制というのをくりました。そして、五十三年に、議員立法ですが、この水俣病認定促進臨時措置法というのをつくつていったわけですね。

まず、最初にお伺ひいたしますが、昭和五十三年以降各年度末ごとの滞留申請者の数はどうなつていられるか、お示しをいただきたいと思います。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。五十三年度以降各年度末の未処分者の数を申し

上げます。五十三年度末におきまして六千二百二十三人、五十四年度末におきまして六千百十五人、五十五年度末におきまして五千七百二十一人、五十六年度末におきまして五千五百四十八人、五十七年度末におきまして五千四百三十一人、五十八年度末におきまして五千七百四十四人ということになっております。

○藤田(ス)委員 いかでしようか。この数を聞いておりまして、要するに、水俣病の關係関係は解決しなかつたということじゃないでしょうか。特にこの臨時措置法について言えば、認定促進にはほとんど役に立たなかつたし、今後も役立つものとは思われなかつたし、今後は役立つかどうかは五十四年二月から施行されておりますが、その臨時措置法の対象者、すなわち旧法による申請者は何人いたのか。そして、今日までそのうちの何人がこの臨時措置法による申請を行っているのか、お伺いしたいわけですが。

○長谷川政府委員 臨時措置法が施行されました昭和五十四年の三月末現在の数字でございますが、臨時措置法が対象といたしておりますが、いわゆる旧法申請者の方々の数でございますが、千四百二名でございます。本年二月末現在ではその方々の数は四百三十一名という形になっております。

また、この臨時措置法施行後五十八年末までに、この臨時措置法に基づきまして環境庁長官に申請された方は七十二名いらっしゃいます。これらの方々につきましては既に所要の処分を終えておるところでございます。認定が二十名、棄却が五十二名ということになっております。さらに、本年になって新たに二十三名の方々から申請がございまして、現在所要の準備を進めておるところでございますが、できるだけ早く審査会にお諮りいたしまして所要の処分を行いたいというぐあいと考えております。

○藤田(ス)委員 毎年七百から八百という単位で申請者が出てくるのです。それにもかかわらず、

この五年の間に大体百人程度、これが認定促進というふうなことになるのでしょうか。認定促進ということに役立たなかつたと言われても、私はこの数からも仕方がないと言わなければならぬと思ひます。昨年言ひ渡されたいわゆる待たせ賃判決の中でも、この法律、この臨時措置法は全く空文化したものだということまで言われておられるわけですが、この点、提案者の御見解をお伺いしたいと思います。

○福島議員 確かにこの判決の中で「空文化」という言葉が使われておりますが、私はこの法律自体に大きな欠陥があつたり実情に沿わない点があれば「空文化」と言われてもやむを得ないかと思ひますけれども、そういうことではなくて、申請者の方々が何となく国の審査会の方が県の審査会よりも厳しいのではないかな、こういうような感じをお持ちになつて国の方にはなかなかおいでにならないという気分が私は背景にあるのではないかと、こういう感じがいたしておられます。そういう意味で、「空文化」というのはいかがかと思ひますが、いずれにいたしましても、お話しのように、滞留者がたくさん現在なお残されておる段階での審査会というものを自然消滅させるということはいかがなものか。申請者の皆様方の御理解というものをいいたきながら、県の方でも国の方でもどちらでもあいてる方で速やかに審査を受けていただく、そういうような体制に持つていくように私どももいたしてまいりたい、このように考えております。

○藤田(ス)委員 県に申請するよりも国に申請したら厳しくなるのではないかと、そういうふうにお慮者の皆さんが思われて国への申請が少なくなつていふような程度しか認識をされていらつしやらないというのには私は大変残念に思ひます。この法を施行したときに、先ほどの御報告にもありましたように、千四百三名ですか、おられたわけですね。今日その対象者というのはいくらも四百三十名でしよう。そうでしょう。それでもこの認定促進に役立つ

つというふうな思つていらつしやるのかどうか、この点私は重ねて提案者にお伺いをして進めていきたいわけですが。

○福島議員 私どもの考えは、この法律を、臨時措置法というものを自然消滅させてしまふ、いわば門戸をそれだけ狭めていかなければならぬという現在の情勢ではない。むしろ県にしましても国にしましてもできるだけ強化をいたしまして、そして現在の申請、認定の体制というものを一層整備していく必要があつても、この門戸を狭めていくことは政治的にはどうしてもとりがたい状況である。そういう意味で、今回三年間の延長をお願い申し上げた次第でございます。

○藤田(ス)委員 この法律ができてから本当に百人というぐらゐのわずかな数しか実際には仕事をしていないわけですね。だから、判決の方でも「右法律は全く空文化したものと云わざるを得ず」という厳しい言葉を出しているわけですが、何か自然消滅とか門戸を狭めてしまふと言つて大變脅威に聞こえるわけですが、しかし、この臨時措置法によるこれまでの実績を見れば、そして現状を見れば、これが認定促進に何ら役立つものではないということをお私に申し上げたいわけですが、だから、こうした点からいへば、今回の延長はまさに待たせ賃訴訟の裁判対策だとか、水俣病対策の破綻を覆い隠すための極めて政治的理由によるものである、こういうふうにもまた思わざるを得ないわけでありませう。

そこで、もう一度滞留申請者全体の問題に戻つてお伺いをしますが、昭和五十二年に百五十人検診、百二十人審査という体制をつくつて、しかし滞留は一向に減らない、五十四年以降はようやく、年度ごとに見れば処分者の数が申請者の数を上回るようになつております。しかし、単純に処分者の数と申請者の数を差し引きして計算しますと、五十四年度ではわずかに九十九人、五十五年では三百九十三人、五十六年度では百七十三人、五十七年度では百七十七人というふうなペースでしか処分者を消化していないわけですが、このペースでいき

ますと、その年ごとに百人ずつ申請者よりも多く処分をしていったとしても、滞留者が五千人以上ですから、一番多い五十五年の三百九十三人消化した年と比べましても十年以上かかりませう、単純に言えば、言つておられることはわかりませうか。

年度ごとに申請している人、その年に処分をした人、その差し引きでいきますと、ようやく五十四年から処分者が確かにふえていきますから、その分だけずつと滞留者を消化することができるようです。しかしながら、滞留者は五千人以上おりましたから、最高に処分者の方が申請者よりも多かつたという状態であつた五十五年、三百九十三人、処分者の方が申請者よりも多かつたという年を取り出して計算をしても十年以上かかるということになるでしょう、三百九十三人に対してまだ五千人滞留者がいるわけですから、これは算数の単純な話で言つておられるのです。そういうことで、五十七年のように差し引きすれば申請者に対して処分者がわずかに百人しかオーバーしていないというふうな状態では五十年もかかつていくという話になるわけですが。

こういうふうな考えますと、環境庁はこういう事態についてどういふふうな考えをしておられるのか、また、どういふ見通しを持っておられるのか、改めてお伺いしたいわけですが。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生から先行きの見通しのお話があつたわけですが、私どももいたしましては、過去のそれぞれの年次におきます申請者数あるいは処分数ということは先生のおっしゃるとおりでございますけれども、傾向から申し上げますと、申請者数は年々減つておるところでございます。五十四年以降は千名を切つておられる状況にございまして、一方におきまして、五十四、五年のころにおきましては、処分数が千五百件ぐらゐはやつた実績等もございまして、いわゆる検診、審査体制が軌道に乗りますればかなりの処分等が進められるであろう。一方におきましては、申請者の方々は年々減少傾向にありますので、そういう面

では、先生のお話のように、三百件ペースあるいは百件ペースでの将来推計ということは、必ずしもそうならないのではなからうかというぐあいには思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、先行きの見通しにつきましては、申請者の状況あるいは処分状況等によりまして非常に厄介な問題でございます。現在のお話におきまして見直しを申し上げることはなかなか困難で、何とも言われないというところでございますが、私どももいたしましては、従来より検診医の確保なり検診機器の整備に努めまして、検診、審査体制の充実によりまして迅速な処分を進めてまいりたいというぐあいに思っているところでございます。

○藤田(ス)委員 大変正直におっしゃいました。現実にはその見直しを何とも示すことができない、大臣、こういうことであります。もちろんこれには被害者十万人以上と言われる、そういう被害の規模が大変大きい。だから、私は申請者が減ってくるだろうなんて認識はとんでもないと言いたいわけですが、これはまた別の議論になりますからやめますが、まだまだ認定申請者の数は減るというようなものじゃありませんよ。この点だけはつきり申し上げておきます。ただ、この問題の解決の一つのかぎというのですか、それはどういう立場で政府が認定申請に取り組むかということにかかっていると思うわけでありまして。

そこで、お伺いをいたしますが、例の新事務次官通知が出るまでの昭和五十年から五十三年までの四年間の審査の数、その中で認定と棄却の数と率、それから新事務次官通知が出た以降、昭和五十四年から五十七年の同じく認定と棄却の数とその割合、これをお示しをいただきたいのです。

○長谷川政府委員 答え申し上げます。昭和五十年から五十三年までの間の審査の件数は五千八百三十三件、そのうち認定数が八百六十六件、棄却数が千七百一十一件でございます。審査数で認定の数を割った割合は、いわゆる認定率でございますが、一四・九%、同じように棄却率は

二九・四%ということになっております。また、五十四年度から五十七年度までの間におきましての審査件数は五千七百五十三件、そのうち認定の件数が三百九十件、棄却の件数が三千三百七十七件でございます。先ほど同様に審査の総数で認定数を割りまして、いわゆる認定率、機械的な計算でございますけれども六・七%、棄却率は五八・六%という形になっております。

○藤田(ス)委員 ただいまのお話のように、認定率は一四・九%の計算では一五・九%となっておりますが、間違いですか。一四・九%いいのですか。

○長谷川政府委員 一四・九%であろうと考えております。○藤田(ス)委員 認定率は一四・九%から六・七%というふうな半減ですね。一四・九%認定率があつたのが六・七%ですから、半減ですね。棄却率の方はどうでしょうか。今のお話にありましたように、棄却率は二九・四%から何と五八・六%、これは倍増ということになるわけでありまして。だから、現地に行きますと、認定されるのは宝くじに当たるようなものだ、これはもう本当にだれもが言っているわけですね。こういう状態では幾ら回の方に申請してくださいと言つても、検診拒否だとかまた再申請ということにもなるわけですね。こういう基本姿勢を変えないで政府が幾ら認定促進と言つても問題は解決していかない、こういうふうな考えます。

そこで、その検診拒否の問題ですが、確かに意識的に検診拒否しようという一部の患者さんもあることはありますが、この検診拒否という問題について政府はその理由を一体どういうように承知をしておられますか。

○長谷川政府委員 先生御案内のとおり、五十五年の九月に一部の認定申請者団体が検診拒否運動を始めたところがございます。国及び県におきましては、五十一年末に行われました不作為違法確認訴訟判決、その後特に検診、審査体制の整備等認定業務の促進のために必要な措置を講じてまい

りまして、その結果、認定業務が促進されつつありましたやさきにおきまして、不作為の違法解消に誠意が見られないというような理由を主張いたしまして、申し上げましたような検診拒否運動が始められたものでございまして、このことはまさに残念なことというぐあいに思っております。

申請者が水俣病であるかどうかを判断するためには、申請者の方々に検診を受けていただくということがどうしても必要でございます。申請をしないながら検診を受けていただけないということにつきましては、いろいろな理由等があるとは思いますが、どう理解してよろしいのか苦慮しております。

私どももいたしましては、熊本県とも十分相談いたしました。申請者に認定制度の趣旨を十分理解してもらうように努めまして、検診を受けてもらうことによつて認定業務の促進を図つてまいりたいというぐあいに考えております。

○藤田(ス)委員 私も検診拒否ということについて一番知りたいから水俣に行つたのです。そして、患者さんといろいろお話をしました。それは確かに理由はいろいろあります。私も実際に自分で検診センターに行きまして、どういう検診をしておられるかというのを、目のくるくる回つてくるやつだとかいろいろ音が聞こえるかとか、そういうようなこともいろいろテストをしてみたい。大変煩雑であり、正直、苦痛というところは、自分自身もそういうふうな思つたわけですね。また、そもそも検診とはイコール棄却ではないかという不信感も大変多いと思つた。しかし、理解をさせていただけないことに対して苦慮していると言われますけれども、あそこに行つて、あそこの中で患者の皆さん、申請をしておられる皆さんの声を聞けば、本当になぞが解けるような気がするわけなんです。それはジンジンチクタクと水俣病特有の症状というのがありますが、ジンジンチクタクとするかは気持ちが悪くもんですた、こう言われるわけですね。棄却されても棄却さ

れてもジンジンチクタクはちつとも変わらない、こう言うのです。しかも、仕事はできぬ、生活はきつつか、せめて医療費なりとも、こういう気持ちで底深くある中で、検診拒否というのは、これは本当に水俣に住む、そして非常に大きく広がっているこの被害の中で、暮らしの中から出てきている悲痛な、何というのですか、これはだれかに呼びかけられたとかそういうものじゃなしに、悲痛な声だというふうには私は受けとめてまいりました。結局早く言えば、治療研究事業、医療費の問題を理由としたものなのです。このところはどうしてもわかつていただきたいと思います。大臣、わかつてほしいわけですね。

簡単に言えば、申請してから一年たたないと医療費が支給されません。そして、一度棄却されると再申請をする。だつてジンジンチクタクがちつとも変わらないわけですから再申請をする。すると、医療費の方は一年間ストップされてしまふのです。また一年たたないと医療費が支給されない。その間には、仕事に行かなければならないし、医者にも行かなければならない。そこで大変深刻な状態が出てまいります。だから、棄却されないように検診を受けたい、こういうようなことになつてくるわけですね。

大臣、みずから認定を希望して申請をしながら、それに必要な検診を受けたくとも受けられないという、この被害者にとつてまさに自滅的ともいふような態度をとらざるを得ない実態をどういふふうにお考えですか。

○上田国務大臣 答え申し上げます。まさにその辺のところは悩みがいろいろあるおありになるのじゃなからうかと思つたのでございまして、一応研究費ということになつておられるのが今の予算の状況でございます。それをいろいろ考えて医療費にお使いをいただければいいというところですが、ひどい方というか、その判定もまたこれはお医者さんの認定によるわけでございますけれども、半年で研究費をおつけするというのもや

りまして、その結果、認定業務が促進されつつありましたやさきにおきまして、不作為の違法解消に誠意が見られないというような理由を主張いたしまして、申し上げましたような検診拒否運動が始められたものでございまして、このことはまさに残念なことというぐあいに思っております。



らしていただいております。分、医者に早く検診を受けていただくことによつてジンジクタクのところがわかつていただけるとも思ふのでございます。極力検診を早くという問題に對しての解決を図つていきたいと思つております。

○藤田(二)委員 ちよつとよくわかつておられない。検診を受けられないと言つてゐるのに、検診を早めてなんと言つたつて、そんなことはちつとも話にならないわけですね。だから、どうしても水俣に行つてほしいというふうにならぬで申し上げたいわけですね。申請者といひましても、それぞれ水俣に住んで、そして魚を食べて、主治医からこれは水俣病だといふ診断を受けて申請をしてゐるのですから、そして申請即医療費といつても、だから、やみくもに申請してゐるものぢやないわけです。そうなんですよ。そして、この治療研究事業については、既に昨年の特たせ實訴訟判決では、「その給付の始期、額においてな制限があるもので、水俣病患者の救済といふことには程遠いものである」と、ここで「この申請にはつきりと言つておられます。要するに、裁判所もこの制度には初めの一年間支給されないと認めてゐるわけなんです。問題があるといふことを認めてゐるわけなんです。

この申請即医療費がどうしてできないのか、もう一度明確に御答弁をいただきたいと思つた。○長谷川政府委員 申請者治療研究事業に関するお尋ねでございますが、先生御案内のとおり、これは水俣病認定申請者が申請されましたから処分までの非常に長い期間にわたる場合もあります。この申請者の方々の病状の変化を把握するに、その間に治療に要した経費の一部を助成するということが、研究を目的とした内容でやつてゐる事業でございます。したがつて、この事業は、先生のお話にございますように、申請後一年以上、症状の程度によりましては六カ月上経過したものと、一定要件のもとに実施した

してゐるところでございます。申請即医療助成といふことをとることにつきましては、この治療研究事業の趣旨からいつても適當ではないといふぐあひに考へてゐるところでございます。

○藤田(二)委員 治療研究事業の趣旨からいつても、研究というには十分役立つじやありませんか。棄却をした。再申請をする。棄却をした人が再申請をする。ジンジクタクがきのうのときよりもう同じだから再申請する。だつたら、そのまゝ研究したら十分研究が拡大するといふことになるじやありませんか。実態は、その患者さんの病状をずつと研究していくためにといふことで治療費として出してゐるわけですね。だから、その一年の待たせ期間を待たせなくても、ジンジクタクするんだ、棄却と言われたけれども、そうじやないと思ふ、ちつとも症状は変わらないといふことになつて、医者もそのまゝ支給して、その患者が本当にそういう状態ではなかつたかといふ研究をしていけばいいぢやないですか。それは研究の拡充であつて、研究とちつとも矛盾するものじやありませんよ。

○長谷川政府委員 御答え申し上げます。水俣病であるかどうかという判断につきましても、先生お話しの中にございましたが、検診センターにおきまして検査データというふうな資料を踏まえて、水俣病に関する医学につきましても、高度の学識と豊富な経験を有する審査委員の先生方にお集まりいただきまして、その審査会の場において個々のケースごとについて御審議いただきまして結果、水俣病であるかどうかという判断をなされておるわけでございます。そういうことで、一たん棄却された方もいらつしやるわけでございますが、棄却される時点におきましては、その方々の病状といふものにつきましてもある程度の把握はできておるといふ要素もあつて、現在の治療研究事業と申しますのは、先ほど申し上げましたように、申請後一年

程度によつては半年の方もいらつしやいますけれども、それ以降の方々についで研究を続けるという観点で行つてゐるといふことでございます。

○藤田(二)委員 その制度の中身の目的は私よくわかつてゐるのです。だから、中身の目的をより達成していくために、その一年の待たせ期間を、申請で即医療費の支給でいつたつてちつとも矛盾は起こらないですか。県の方も財政難を理由に、できないんだと言つてゐるわけですね。二千五百万円が県の負担、国も同額ですから二千五百万円程度です。これは県が二千五百万程度あれば申請即医療費の支給といふことは実現できるんだ、だけど財政難でといふことを言つてゐるわけですね。だから、お金の問題なんです。大臣、そういうことなんです。

治療研究事業といふのは、審査会で棄却したけれどもその患者がどうなつたか、本人が訴えていて医者もその症状に変化がないといふことで判断をして再申請をするわけですから、そういうふうな判断をして再申請した人に対する医療費の支給をしていけば、これはむしろ治療研究事業の充実拡大につながるであつて、要するに予算の問題なんです。だつたら、私はこの辺で誠意を見せるべきぢやないかといふふうを考へます。大臣、もう一度御答えをいただきたいわけですね。

○藤田(二)委員 そんなのは答弁になつてしませんよ。もともとそんなふうな患者を待たせてゐるのも国の責任じやないですか。そこら辺の責任を全く胸に問はないで、そんなことはいけませんよ。余りこれにこだわつていたら時間がなくなりますから、私さつき患者の声をそのまま熊本弁で言つたわけですが、大臣、もう一度この問題についてお答えください。それから統括していきなさいと思つてゐます。

○上田國務大臣 先生からいろいろ具体的にお話があつたのでございますが、病状の重い方については六カ月といひますが、一年でなく早くそういう研究費をつけてその状態を把握させていたでくようにさせていただいております。その判断はやはりお医者さんの判断によるわけでございます。そういう点でいろいろ私どもも予算を要求をさせていただいておるところでございます。

○藤田(二)委員 本当にもうこれ以上尋ねてもしやうがないと思つたのですが、医者の判断によつて支給をしていくものだ。だつたら、医者は判断してゐるわけですね。医者は見事に判断してゐますよ。この人は棄却されたけれどもその症状はちつとも変わらない。だから、要するに予算なんです。大した予算がかかるわけでもないのに、そういうふうな理由にもならない理由をいふばい言われて、そして認定促進だといふ言葉を何ば使われても、それはもう本当に言葉だけのものだといふふうにも思つてゐるを得ないわけでありませぬ。

六人中十四人、認定率は五三・八%です。先ほど私が認定率をお伺いしましたときの御答弁では、最近では六・七%と認定率は落ちております。そういうことからしたら随分大きな差があるわけですか。この死後と生前との認定率の差について政府はどういうふうな考えていらっしゃるのでしょうか。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

法によります水俣病の認定につきましては、先生もよく御案内のとおり、臨床医学的に健康被害が存在しているかどうかという点で行われるものでございまして、解剖後の病理所見というものは臨床所見を裏づける資料というような形で取り扱われているものでございます。

水俣病の認定申請者の方々が亡くなられました、解剖されて水俣病と認定されたケースにつきましては、数字の割合で言いますと先生のお話のとおりでございまして、このそれぞれのケースは臨床所見に解剖後の病理所見を加えて、先ほど申し上げましたように、専門家のお集まりでございまして審査会において総合的に判断された上で水俣病であるというぐあいに認定された方々でございます。そういうことで、それぞれの専門の先生がお集まりの認定審査会において個々のケースごとに御審議をされて水俣病であるかどうかの判断をされるわけでございますが、その結果、積み重ねたといえますが、その結果、先ほど先生からお話ございましたような件数、認定率になっているというぐあいに理解いたしております。

○藤田(ス)委員 ちょっとそういう話は納得できないですがね。

そうしたら、これはどうなんですか。生前棄却された人、さつき医療費が打ち切られて困ると私が言った人、この棄却された人々を解剖したらその結果認定された、こういう人もおられるわけですね。これは長谷川部長が参議院で、五十八年に、棄却されて、そして再申請中に解剖したら十

名のうちの認定は二名あった、こういうふうにご答弁されていると思うのです。間違いないですね。この割合でいけば、過去棄却された方は全部で五千四百七十二名というふうにご承知をしておりますが、その五千四百七十二名のうち二割、十人のうち二人ですから、単純に言えば二割、そうすると実に千人実水俣病であった、こういうことになるかと考えるのですが、この点はどうでしょうか。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

現在申請中の方々と、処分されていらつしやらない方々がおおよそ五千名近いらつしやるといことは先生のおっしゃるとおりでございますし、それから一方におきまして、過去に一たん棄却をされて、再申請中に亡くなられて解剖された方は十名中二名が認められたというのも先生のお話のとおりでございます。そのようなことでございまして、現在処分が決まられていない五千名の方々の中に患者さんがいるかいないかということにつきましては、どの程度いるかというお尋ねでございまして、それにつきましては数字的に申し上げますけれども、それにつきましては数字的に申し上げることは非常に難しいだろうと……

(藤田(ス)委員)どの程度いるかなんて、そんなこと、ちっとも言ってませんか。その差、そういうことになるんじゃないかということをお尋ねしているのです。と呼ぶ)先ほどもお答え申し上げましたように、解剖後の病理所見を含めまして臨床的所見に基づきまして総合的に判断した結果、解剖した方々についての認定割合は、先生お話しのように、五〇%近くありますというぐあいに申し上げたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、個々のケースごとに審査会におきましてそれぞれ判断されて、その結果を積み上げますとそういう形になりますということでございます。何と申し上げてよろしいのか、生きています方々の認定率と亡くなつて解剖された後の認定率の差があったというのは、たまたまそういう方々の個々のケースを積み上げた結果そうなるというぐあいに理解いたしております。

○藤田(ス)委員 その差はたまたま個々のケースを積み上げた結果そうなる、私は、そういうことを言われると本当に困ります。何か本当に胸が痛いのです。だって、それでしよう。解剖するということのようなことは並み大抵の話じゃないのですよ。遺族の人だつてどんな気持ちだと思いませんか。それをあえて解剖して、そして認定された、そういう冷厳とした事実が出てきているのです。それを、たまたま積み上げた結果だなんて、その数字はたまたま個々のケースを積み上げていった結果こうなるんだというふうな話では、私は本当に困ります。

病理と臨床とは違ふ、こういうことも言われるわけですね。だから、解剖したらそういうことであつて、実際に棄却者の中の二割は水俣病だつた。このことは冷厳な事実なのです。そして、全体で言えば半数以上の人が頭をあげてみたら実は水俣病だつたというのは、これは厳然とした事実じゃないですか。私は、そのことをもつと環境庁が本当に胸に受けとめてほしい、そういうことを言いたいわけですね。そして、こういうふうな生存者の認定率が解剖の結果出てきた認定率と余りにも違うということがある、これはもう一度解剖後の認定患者の生前の症状を洗い直して、そして、死んで初めて認定されるというふうなこんな悲劇をなくしていくためにも生存者の認定基準を検討し直して、こういうことが今非常に大事になっているんじゃないでしょうか。

○長谷川政府委員 先生のお話にございますように、亡くなられた方々がそれぞれ解剖されるといふことにつきましては、いろいろな状況等において非常に御苦労されておられる、いろいろなことをお考えになつていらつしやつてその上であえて解剖されておられるという、個々のケースにつきましても、確かに先生の御指摘のとおりでございまして、そういう面では、私も非常に大変なことだなどというぐあいに思つておるわけでございます。

す。しかしながら、そういうケースが、解剖されてから病理所見が得られ、それを審査会において総合的に判断されて、個別ごとに認定なり棄却なりの判断をされておることとございまして、その結果、先ほど申し上げましたように、先生のお話にもございましたように、いわゆる認定率にかなりの差があるということにつきましては、たまたまそうなつたものというふうにご承知をしております。なお、現在の判断条件についての見直しに関するお尋ねでございますが、現在の判断条件につきましては、水俣病患者の迅速かつ公正な保護を図るといふ趣旨で水俣病の判断の適切さを期しまして、また水俣病の認定業務の促進に役立てるために、医学的知見の進展を踏まえまして実際に水俣病に關しまして研究あるいは認定審査を行つておられる医学の關係分野の専門家の方々に御検討をいただいた結果、それらを整理統合したものでございまして、これを見直す必要もないというぐあいに考えておるところでございます。

○藤田(ス)委員 たまたまというふうなことだと、今の新通達において行われている認定基準が迅速かつ公正なものであると、そういうことは事実がもはやおっしゃることと全く違ふということになつておられるわけなんですか。私はさつきから何遍も言つておられるでしょう。新事務次官通知が出るまでの認定率だつたら、解剖後の認定率とほとんど一緒です。新事務次官通知が認定率が半減した。だけれども、解剖したらやはり半数以上ある。旧事務次官通知のこの認定率と同じだけ。これだつたら、子供でもどっちが正しいかと言つたら旧事務次官通知の方が正しいと言つて丸をつけるような話になるんじゃないですか。事は大変単純なんです。だから、生前の症状をもう一度洗い直してみたらどうか、その上でこの認定基準を見直してみたらどうか、私はそのことを申し上げているの

です。わかつていただけませんか。もう一度御答弁ください。簡単に結構ですから。

○長谷川政府委員 現在の判断条件は五十二年の

○藤田(二)委員 判断条件のことを聞いていますの

再申請というものは、その前に棄却されているわけですけれども、再申請して亡くなられた方、そういう方が五十数%、半分以上、解剖した結果認定になっているわけです。棄却された人も二割が認定になっているわけですね。だから、この基準の問題を真摯に検討するというところで、まず、そういう解剖した人の生前の症状を洗い直してみたらどうかということをおっしゃっているのです。それくらいは答えさせていただきます。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

水俣病の認定の基準につきましては、私ども、水俣病に關しましての医学の専門家の方々の御意見を随時お聞きいたしまして、見直すといいますが検討いたしておるところでございます。そのような観点におきまして、現在の認定要件、認定基準につきましては、その専門家の方々の御意見を伺いましたところ、現在の認定要件で差し支わりはないといいますが、これを特に変える必要はないという御判断をいただいております。でございます。すので、この判断要件のもとでやっていたた

なお、先生のお話にございますけれども、私も四十六年の次官通知、五十二年の保健部長通知、五十三年の次官通知は同一のものというぐあいに考えているところでございます。

○藤田(一)委員 私の言おうとしていることを全くわかっていらつしやらないはずはないと思うのに、どうしてそんなふうな答弁をゆがめてしまわれるわけですか。私は新基準を見直せとストレートに言っているんじゃないのですよ。解剖された方で生前棄却された方、再申請している方の生前の症状を見直してみたらどうかですか。そうすれば、今これこそ絶対に正しいとかたくなに言われ

る新次官通知が、あるいはその基準がおかしいということになるかもしれない、ならないかもしれない。私は、ならないかもしれない、そういうこともあるかもしれないと思うけれども、生前の症状を一度洗い直してみたらどうかということをおっしゃっているわけですか。

○長谷川政府委員 解剖された方々の病理研見、それから、その方の生前中の臨床所見につきましては、現在熊本県の中におきましてもこの両者の資料を集めましていろいろ検討いたしているところでございます。

○藤田(二)委員 そういふような姿勢では全く何をか言わんやだといふふうには言わざるを得ません。私は、この裏にはチツソの支払い能力、経営危機といったことがあると思えてならないわけですね。要するに、支払い能力の範囲内でしか認定を行わない、こういうことじゃないですか。これも水俣病に行きましたら、もうだれもが言っていることの一つなんです。つまり、熊本県がチツソ支援のために発行している県債の発行額、第二回以降は二十億円から二十五億円の間に数が増えているのです。さらに、県債発行と同時に新事務次官通知を出して、認定率をそれ以前の二分の一に抑え込んでしまった。

こうしたことを見てみたら、認定率の低下について、これは持たせ賃訴訟の判決の中でも、この間における申請者の水俣病症状が、従前のそれと比べて特に著しい変化を来したとは認めがたい、にもかかわらず認定が減り、棄却がふえていると述べているわけですね。そういう点では県債発行、新事務次官通知、認定の激減というのはいままで一体不可分のものとなっていると言わざるを得ないわけですが、この点、長官の御答弁をお願いいたします。

○上田国務大臣 今先生の御指摘の点がどうも少しはつきりしなかつたのですが、結局、県債を発行してチツソにそれを貸して、そういうことから認定の方をおくらして、ということと関係があるんじゃないかというお話でございますが、

認定業務というのは、患者さんの御都合をお聞きをして、認定を受けにきていただいた方は、これを拒否するとか何とか、そういったようなことは全然なくお受けをいたしまして、そして、やらしていただいたおるものでございますから、県債とそういうものは全然無関係にやらしていただいております。

○藤田(一)委員 そういふふうには言わざるを得ないと思いますが、チツソの経営状況、これはもう時間がなくなりました、通産省にお伺いしたかったのですが、せつかくおいでですか一言だけチツソの今後の経営の見通し、簡単に結構です、時間がありますから。

○高島説明員 簡単に御説明を申し上げます。御案内のように、チツソの主力は石油化学工業でございます。これは国際的に大変不況ななかでございまして、今後の見通しにつきましても、策定作業というのは役所としては大変難しいことではございますが、二つばかり明るい見通しがございます。一つは、法律に基づきまして構造改善で、石油化学工業が徐々に自立の道を歩みつつあることが一つ、それからもう一点は、チツソの大変な努力で新規事業分野に明るい芽が出つつござい

ます。この二つで何とか将来的には明るい問題が出てくるのではないかと思っております。ただ、短期的に五十八年度で見ますと、上期の二億円の赤字をやつとこの下期の最近の変化によりまして埋め合わせることができ、赤字に転向することができるといふ状況でございます。

○藤田(二)委員 五十八年からチツソはいよいよこれまでの県債に対する返済が始まっております。そして、毎年その返済を約二十億円、間違っていたら言ってください、七十年前後をピークとして大体それぐらいの額になっていくんじゃないかと思っておりますが、私はこのまま県債を継続していったとしても、借金は雪だるま式にふえていくばかりで、早晚行き詰まりが来るんじゃないかと思っております。この県債方式によるチツソ支援は、国としても苦肉の策だつたらうというふう

うにも思いますが、その後の経過を見て、これはもう行き詰まってくることは明らかではないか。その点で私は、今まさに、国やチツソが一体になって、被害が出たときにそれを否定し、みずから被害を拡大させてきたというツケが回ってきたと思つております。

いづれにしても、県債方式の行き詰まりが明白になつた以上、日本環境会議が提言しているような国や県、そしてチツソ関連企業などによる基金構想など、こういうことも当然考えていく必要があるのではないかと、そうしたことこそ、とりもなおさず現在のようないくつかの範囲内での認定、否定されておりましたが、実際にはそういうことになつて、そういうあり得べからざる状態も改善の一つにつながつていくんじゃないかと考えるわけがあります。

時間がありますので、最後に長官に御答弁をいただいて、もう一つの問題が残つておりますので、お願いいたします。

○上田国務大臣 今チツソのいろいろな会社の実情をお聞きをいただいたと思つてございましてけれども、石油産業界が一時非常に不況でございまして、だんだんと上向いてきておる。それからまた、新しいチツソの会社においても開発を始めておるといふことで、その業績が黒字に転じて、そして県債の返還にも応じられるようになってきておるわけでございますので、国、県、チツソ、もちろんこれはいろいろ打ち合わせをさせていたいただいておりますけれども、その返済はやつていただける、こういうふうには確信をいたしておりますのでございまして。

○藤田(一)委員 幾らかのんきに過ぎる。この問題について期限が来ておりますのでまた國の方として対策をやが考えなければならぬ、このとき一番の責任者である長官がそういうことでは大変不安になります。ぜひ水俣をお訪ねくださいたいと思つております。私たちがなぜこの法案に反対をしなければなら

ないのか、このことを一言最後に申し上げておきたいと思ひます。

そもそもこの法律の制定経過は、昭和五十三年六月の水俣病対策関係閣僚会議で、熊本県の県債発行による対チツソ金融支援という形で国がチツソの経営危機のしりぬぐいを熊本県に押しつけるかわりに患者切り捨てを促進する新事務次官通知を出すこと、及び昭和四十九年以前の認定申請者については環境庁長官に対し認定申請することができるとした本臨時措置法の制定を約束したことによるものであります。

我が党は、前回の制定に当たって、これが従来認定基準の大幅な改悪である新事務次官通知とセットとされていること、認定業務は自治体の事務であるという公害健康被害補償制度の大原則を崩すものであること、さらに、棄却された場合、環境庁長官への異議申し立てが却下された後は行政不服審査の道が閉ざされていることなどの点から、本法律が一層の患者切り捨てに道を開く危険性を持つていて反対をいたしました。その後の経過は、患者認定率がそれ以前の半分以下に大きく落ち込んでいることから、本法律制度の本質が患者切り捨てにあつたことは事実によつて証明されていると考えるわけでありませぬ。

今回の延長は、第一に、対象者が既に約四百三十名と現在の申請者全体の割以下にまで減少しており、改めて延長することは形だけのものにするにすぎないこと、第二に、これが依然として新事務次官通知とセットである点に変わりはなく、今後ともこの臨時措置法に認定の促進を期待できる根拠は全くないこと、第三に、今回の延長措置は、国や県の怠慢による認定業務のおくれを不作為の違法とした判決及びこの判決に基づき国、県に対し、認定待ちの待たせ賃を払えという判決など、一連の裁判対策と、県や患者に対し国も努力しているとの体裁を繕おうとするためのものであると考えるわけでありませぬ。

以上の理由により、本法律の三年延長の措置によつては水俣病認定業務の眞の促進にはならない

点を指摘し、速やかに実効ある抜本対策を講ずるよう要求して、本法案に対する私の反対意見を述べて終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○竹内委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。上田環境庁長官。

○上田国務大臣 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案については、政府としては、異存はないとの意見であります。

○竹内委員長 日本共産党・革新共同から討論の申し出がありました。先ほどの理事会で協議の結果、御遠慮願ふことといたしたいと存じますので、さよう御了承願ひます。

これより採決に入ります。福島謙二君外三名提出の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹内委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、岩垂寿喜男君、馬場昇君、春田重昭君及び中井治君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。春田重昭君。

○春田委員 私は、ただいま議決されました水俣

病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 臨時審査会は、水俣病患者が一人でも見落されることのないように、全部が正しく救われるような精神にのつとつて審査を行うこと。

二 臨時審査会委員を新たに任命するにあつては、患者の信頼を得るよう十分に配慮すること。

三 臨時審査会は、県、市の認定審査会と並列的なものであり、従つて、そのような趣旨の運営を図ること。

四 本法の異議申立てについて、環境庁長官は、不服審査会委員及び主治医の意見を十分尊重すること。

五 認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに、認定業務について、患者との信頼回復に努めること。

六 国及び地方公共団体は、水俣病の検診業務に従事する常駐医の拡充強化等認定業務の促進のために、諸般の施策を講ずること。

七 認定業務について、各県、市認定審査会、当該地方公共団体の長、患者代表の意見を十分に聴取し、今後とも一層改善に努めること。

八 昭和五十三年七月三日付、環境事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」のうち、4処分にあつて留意すべき事項(2)の「所要の処分を行うこと」の対象となる者に対しては、法の救済の精神を尊重

し、単なる患者の切捨てにならないよう、今後とも配慮の手段を見出すべく努力すること。

以上であります。その趣旨につきましても、本文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○竹内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立総員。よつて、本案については、岩垂寿喜男君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、上田環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。上田環境庁長官。

○上田国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を体しまして、努力いたします。

○竹内委員長 この際、お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時三十九分散会

少 段行 誤

一 末 指摘

正 御指摘

四 輪



第一類第十四号

環境委員会議録第五号

昭和五十九年四月十三日

昭和五十九年四月二十一日印刷

昭和五十九年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W